

特別補償規定

- (1) 当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に「急激かつ偶然な外来の事故」により生命、身体に被られた一定の損害について、以下の補償金またはお見舞金をお支払いいたします。
- ・死亡補償金：事故発生日から 180 日に死亡の場合は、お客様 1 名につき死亡補償金として国内旅行 1,500 万円、海外旅行 2,500 万円。
 - ・後遺障害補償金：事故発生日から 180 日以内に回復が不可能な後遺障害を生じられた場合は、国内旅行の場合お一人様 45 万円～1,500 万円、海外旅行の場合は、お一人様 75 万円～2,500 万円。
 - ・入院見舞金：入院日数により、国内旅行の場合お一人様 2 万円～20 万円、海外旅行の場合お一人様 4 万円～40 万円。
 - ・通院見舞金：通院日数が 3 日以上になったときは、通院日数により、国内旅行の場合はお一人様 1 万円～5 万円、海外旅行の場合はお一人様 2 万円～10 万円。
 - ・携帯品に係る損害補償金：お客様 1 名につき 15 万円を限度。自己負担額 1 人 1 事故あたり 3,000 円をご負担いただきます。(ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円) を支払います。
- (2) 当社は前号の規定にかかわらず、貴重品(現金、有価証券、宝石類、貴金属類等)、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳(通帳及び現金引出し用カードを含む)、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ(SDカード、DVD、USB等)、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他約款の別紙「特別補償規程」第 18 条第 2 項に定める品目については補償しません。
- (3) 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第 21 条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にある第三者には、旅行同行者は含まれません。
- (4) 本項(1)の損害について当社が第 22 項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (5) 当社は、次に掲げる事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。
- ①お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
 - ②旅行日程に含まれていない場合で、自由行動中の山岳登山(登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他「特別補償規程 別表第 1」に定めるいわゆる、「危険スポーツ」参加中の事故。
 - ③その他「特別補償規程」第 3 条、第 4 条及び第 5 条に該当するとき。
- (6) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(オプションルツアー)については、本体の旅行契約の一部として取り扱います(この場合、契約書面において当該オプションルツアーには「旅行企画・実施 ウェルネス・ツアー」と明示します)。

(7) 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日(無手配日)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはしません。

(2023年2月現在/ ウェルネス・ツアー)